

宇土市工事等競争入札有資格業者の指名停止について

1 指名停止を受けた業者

熊本県熊本市中央区水前寺 3-3-25

パシフィックコンサルタンツ株式会社 熊本事務所

所長 福井 雅浩

2 指名停止措置の期間

令和4年3月2日から

令和5年3月1日まで 12か月間

3 事実行為

パシフィックコンサルタンツ株式会社の社員が、富山市発注にかかる公共工事の設計業務に関して、令和4年1月24日、公契約関係競売等妨害の疑いで富山県警に逮捕された。

4 指名停止措置の理由

上記業者の行為が、宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領の別表第2第3項「競売入札妨害又は談合」に該当するため指名停止措置を行うもの。

別表第2

市内で生じた事故等に基づく措置基準

措置要件	期間
(競売入札又は談合) 3 有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が工事等に関し、競売入札妨害又は談合により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から12か月以上24か月以内

【問合せ先】

宇土市総務部財政課契約管財係

電話：0964-22-1111（内線 217・218）